

労働者派遣事業に係る情報提供（2023年度）

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を公開いたします。
（対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）

- ① 処遇決定方式：均等均衡方式
- ② 派遣労働者の数：818人
- ③ 派遣先事業所の数：135社
- ④ 派遣料金の平均額 ※1：13,177円（1日8時間労働に換算）
- ⑤ 派遣労働者の賃金の平均額 ※2：10,488円（1日8時間労働に換算）
- ⑥ マージン率 ※3：20.4%
- ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項：接遇・安全衛生講習・就業に必要な各種講習等
キャリアコンサルティングの相談窓口：横浜市事務所 電話：045-847-1800
- ⑧ その他の事項：労災保険、有給休暇制度等あり
健康保険・厚生年金・雇用保険は原則として適用なし
（臨時的かつ短期的な就業のため。ただし、加入基準を満たす場合は適用します。）

※1 労働者派遣に関する料金の平均額には、消費税が含まれています。

※2 派遣労働者に関する賃金の平均額には、次の費用が含まれています。
派遣労働者賃金・交通費・有給休暇

※3 マージン率には次の費用が含まれています。
派遣事業に係る運営費・消費税・社会保険料（事業主負担分）・派遣労働者研修費等